

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

○証紙規則の一部を改正する規則

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

○県工事検査規程の一部を改正する訓令

告 示

○政府調達に係る苦情の処理手続要領を廃止する告示

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

| | |
|-------|---|
| （会計課） | 一 |
| （同） | 二 |
| （契約課） | 三 |
| （会計課） | 三 |
| （検査課） | 三 |
| （契約課） | 六 |
| （同） | 六 |

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「かつ、押印させ」を削る。

第四十条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第二項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「法第二百三十一条

の二第六項に規定する指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二百三十一条の二の三第一項の規定により同項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定を受けようとする者は、歳入徴収者が別に定める事項を記載した申出書を歳入徴収者に提出しなければならない。

第四十条の二に次の一項を加える。

4 歳入徴収者は、法第二百三十一条の二の三第三項の規定による届出があつたとき、又は法第二百三十一条の二の七第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

第四十一条第一項第四号中「収納金」を「収納した徴収金（以下「収納金」という。）」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（収納事務の委託）

第四十一条の二 施行令第五百五十八条の二第一項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 公金の収納の事務について相当の知識及び経験を有していること。

二 委託する収納の事務を遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営基盤が安定していること。

三 収納金に関する事項を正確に記録し、当該記録を遅滞なく提供することができること。

四 収納金の安全の確保のために十分な措置を講ずることができること。

五 収納金の払込みを確実かつ速やかに行うことができること。

第四十九条第一項中「押印された」を削る。

第五十二条第五項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定による資金前渡職員の指定については、知事が別に定める。

第五十八条第一項第五号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項に次の一号を加える。

六 生産物売払等に要する検査手数料 当該生産物売払等に係る販売代金

第九十八条第一項第三号を次のように改める。

三 一般競争入札に参加しようとする者が、当該一般競争入札に参加する資格を有し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第九十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 歳入徴収者は、指定納付受託者の検査を行う。

附 則

附 則

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)第六
条の規定による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の
規定による指定を受けている者に対する改正前の財務規則第五十八条第一項第五号の規定の適用に
ついては、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

証紙規則の一部を改正する規則

証紙規則(昭和三十九年宮城県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「㊸」を削る。

様式第五号中

| |
|--------------|
| 受 入 命 令 印 |
|--------------|

及び「㊸」を削る。

様式第五号の二中「㊸」を削る。

様式第五号の三中

| |
|--|
| 上記のとおり請求します。 年 月 日 売りさばき人 住 所 氏 名 宮城県知事 殿 |
|--|

を

| |
|---------------------------------|
| 上記のとおり請求します。 年 月 日 売りさばき人 |
|---------------------------------|

| |
|---------------------|
| 住所 氏名 宮城県知事 殿 |
|---------------------|

| | | | |
|-----------|------------|--------|-------|
| 支払方法 | 1 現金払(直接払) | 2 口座振替 | 3 隔地払 |
| (2又は3の場合) | 銀行 | 支店 | 当座・普通 |
| 口座番号 | 義人 | ヨミカタ | |
| 口座名義人 | ヨミカタ | | |

に改める。

摘 要

様式第六号中「㊸」を削る。

様式第七号の三中

| | | |
|-------|--------|-------|
| 支払方法 | 1 口座振替 | 2 隔地払 |
| 口座番号 | 義人 | ヨミカタ |
| 口座名義人 | ヨミカタ | |

を

| | | |
|-------|--------|-------|
| 支払方法 | 1 口座振替 | 2 隔地払 |
| 口座番号 | 義人 | ヨミカタ |
| 口座名義人 | ヨミカタ | |

に改める。

様式第九号及び様式第十号中「㊸」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の証紙規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、

改正後の証紙規則の規定によるものとみなす。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㉮」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の建設工事執行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の建設工事執行規則の規定による別記様式とみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十五号

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

出納事務決裁規程（昭和六十年出納長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第四十条の二第二項」を「第四十条の二第二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十六号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程（昭和三十九年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。
様式第一号から様式第二号までの規定中「㉮」を削る。
様式第三号（甲）を次のように改める。

様式第3号(甲)(第12条関係)

年 月 日

宮城県知事(地方機関の長) 殿

(所 属)
(職氏名)

中 間 検 査 復 命 書

命により出張したところ、その概要は下記のとおりでした。

記

| | | | |
|----------------|----------|---------|-------|
| 工事番号 | | | |
| 工事名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 請負代金額 | 円 | 着手年月日 | 年月日 |
| 検査年月日 | 年 月 日 | 完成予定年月日 | 年 月 日 |
| 受注者 | | | |
| 監督員 | | | |
| 立会者 | | | |
| 工事進捗率 | 計画 実施 | % | % |
| 指の 示有 書無 | 有 | 無 | |
| その他 | | | |

様式第三号(乙)中「④」を削る。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号 (第12条関係)

工 事 成 績 調 査 (中間・既済、完成)

| 工事番号 | 建設業許可番号 | 工事名 | 工種 | 契約金額 (最終) | 市町 村名 | 課名又は公称名 | | 現場代理人 | 主任技術者 | 監理技術者 | 専任補助者 | 着工 完成 年月日 | 年月日 | | | | | | |
|---------------------|----------------------|---|-----|---------------------------------------|----------|------------------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-----------------|-------|-----|------|-----|---|-------|-----|
| | | | | | | 検査員 | 検査員 | | | | | | | | | | | | |
| 検査整理番号 | 工事場所 | 代表者 職・氏名 | 検査員 | 検査年月日 | 年 月 日 | 検査年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 受注者 氏名 | 監督員・主任監督員 | 氏名 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | | | | | | |
| 検査項目 ※5 | 氏名(主任監督員) 氏名(監督員) | 印 | 氏名 | 印 | 氏名 | 印 | 氏名 | 印 | 氏名 | 印 | 氏名 | 印 | 印 | | | | | | |
| 項目 | 細 別 | a | b | c | d | e | a | b | c | d | e | a | b | c | d | e | | | |
| 1 施工体制 | I 施工体制一般 | 3 | 1.5 | 0 | -5 | -10 | | | | | | | | | | | | | |
| | II 配管技術者 | 3 | 1.5 | 0 | -5 | -10 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 施工状況 | I 施工管理 | 3 | 1.5 | 0 | -5 | -10 | 5 | 2.5 | 0 | -7.5 | -15 | 5 | 2.5 | 0 | -7.5 | -15 | | | |
| | II 工程管理 | 2 | 1 | 0 | -5 | -10 | | | | | | | | | | | | | |
| | III 安全対策 | 2 | 1 | 0 | -5 | -10 | | | | | | | | | | | | | |
| | IV 対外関係 | 2 | 1 | 0 | -2.5 | -5 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 出来形及び 出来はえ | I 出来形 | 3 | 1.5 | 0 | -2.5 | -5 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 | -10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 | -10 | -20 |
| | II 品質 | 4 | 2 | 0 | -2.5 | -5 | 15 | 12 | 7.5 | 4 | 0 | -12.5 | 15 | 12 | 7.5 | 4 | 0 | -12.5 | -25 |
| | III 出来はえ | 4 | 2 | 0 | -2.5 | -5 | 5 | 2.5 | 0 | -5 | | 5 | 2.5 | 0 | -5 | | | | |
| 4 工事特性 | I 施工条件等への対応 ※2 | ≤8 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 創意工夫 | I 創意工夫 ※2 | ≤5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 社会性等 | I 地域への貢献等 ※3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加減点合計 (1+2+3+4+5+6) | | ① | 点 | ② | 点 | ③ | 点 | ④ | 点 | | | | | | | | | | |
| 評定点 (65±加減点合計) ※1 | | ① | 点 | ② | 点 | ③ | 点 | ④ | 点 | | | | | | | | | | |
| 評 定 点 計 | | 〇既済部分(中間) 検査があった場合： 〇既済部分(中間) 検査がなかった場合： | 点 | (①点×0.4 + ②点×0.2 + ③点×0.2 + ④点×0.2) | 点 | (①点×0.4 + ②点×0.2 + ③点×0.4) | 点 | 氏名： | | | | | | | | | | | |
| 7 法令遵守等 ※6 | | 点 | = | 評定点計 - 7 法令遵守等 | 点 | ※8既に行われた中間検査評定内容のとおりであることを確認した。氏名： | | | | | | | | | | | | | |
| 総 合 点 ※7 | | (監督職員) | 点 | | (検査員) 完成 | | (検査員) 中間 | | | | | | | | | | | | |
| 所 見 ※4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※1 記入する

※2 総合点及び創意工夫の評定は、工事全般を通じて、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法として、加減点評価のみとする。

※3 総合点等の評定は、高度型及び標準型の価格以外の評価項目のうち、契約時の評価結果で加減点されたものうち、契約時の評価結果で加減点されたものうち、

※4 所見は必ず記載する。特に a, e 評価した場合は、法令遵守で減点した場合及び総合評価方式に係る工事で減点をした場合はその旨を記載する。(監督職員は合議のうえ記載のこと。)

※5 主幹検査員、監督員、監督員が記入(人)とする。監督員は別紙-1①～別紙-1⑦、検査員は別紙-2①～別紙-2④、検査員は別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、

※6 工事完成時の履行確認の結果に基づき減点する。総合評価方式(高度型、標準型、簡易型)の価格以外の評価項目について受注者の責めにより履行されなかった場合は、

※7 総合点は、四捨五入により整数とする。

※8 既に行われた中間検査の評定内容に記載がないことについて、今回の検査員が確認、押印することで、当該中間検査の検査員欄の押印は要しない。

| | |
|--------|-------|
| 修正年月日 | 年 月 日 |
| 修正者職氏名 | 印 |

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百五十八号

政府調達に係る苦情の処理手続要領を廃止する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

政府調達に係る苦情の処理手続要領を廃止する告示

政府調達に係る苦情の処理手続要領（平成七年宮城県告示第千三百六十号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和四年三月三十一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十九号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第十条第二項第一号中「発注」を「発注」に改め、同様式の第十七条第三項中「本発注」を「〇〇発注」に改め、同様式の第四十条中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同様式の第四十二条第二項中「発注」を「〇〇発注」に改め、同様式の第五十七條第六項中「本発注」を「〇〇発注」に改め、同様式の第五十八條第一項第三号中「同発注第十項」を「同発注第七條の4第一項」に改める。